

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関
- (2) 監査対象期間：平成24年度
- (3) 監査実施期間：平成25年5月8日～平成25年6月19日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監査対象機関名 | 監査実施日 |
|------------|-----------------------|
| 福岡県土整備事務所 | 平成25年5月28日～平成25年5月31日 |
| 久留米県土整備事務所 | 平成25年6月4日～平成25年6月6日 |
| 南筑後県土整備事務所 | 平成25年6月11日～平成25年6月14日 |
| 直方県土整備事務所 | 平成25年5月14日～平成25年5月17日 |
| 京築県土整備事務所 | 平成25年5月21日～平成25年5月23日 |
| 朝倉県土整備事務所 | 平成25年6月4日～平成25年6月6日 |
| 八女県土整備事務所 | 平成25年6月11日～平成25年6月14日 |
| 北九州県土整備事務所 | 平成25年5月14日～平成25年5月17日 |
| 田川県土整備事務所 | 平成25年5月21日～平成25年5月23日 |
| 飯塚県土整備事務所 | 平成25年5月8日～平成25年5月10日 |
| 那珂県土整備事務所 | 平成25年5月8日～平成25年5月10日 |
| 五ヶ山ダム建設事務所 | 平成25年5月28日～平成25年5月29日 |
| 伊良原ダム建設事務所 | 平成25年6月18日～平成25年6月19日 |
| 荇田港務所 | 平成25年6月18日～平成25年6月19日 |
| 流域下水道事務所 | 平成25年5月30日～平成25年5月31日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料、手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

(3) 人件費

報酬、賃金、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 工事

設計積算、施工等の状況

(8) 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関名 | 区分 | 件数 | 説明 |
|------------|----|----|--------------------------|
| 福岡県土整備事務所 | 収入 | 1 | 受託工事の負担金収入において、調定遅延があった。 |
| 北九州県土整備事務所 | 収入 | 3 | 水利使用料において、調定遅延があった。 |

2 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象部局名 | 区分 | 件数 | 説明 |
|-------|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県土整備部 | 収入 | 6 | 河川堤防占使用料において、調定遅延があった。 (4件) |
| | | | 受託工事の受託金収入において、調定遅延があった。 (2件) |
| | 工事 | 1 | 道路工事において、すべり止舗装工の施工規模を誤り、積算過大となっていた。 |
| | 用地 | 1 | 物件移転等補償において、屋内動産移転料の算定を誤り、積算過大となっていた。 |
| | 財産 | 2 | 原材料品において、需用品等出納整理簿を作成しておらず、在庫数等の把握が十分でなかった。(1件) 重要物品として登録されるべき物品が一般備品として登録されていた。また物品の管理が適正でなかった。 (1件) |
| | 計 | 10 | |